

大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大分市長 足立 信也

## 大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における企業の立地及び追加投資を促進し、産業の集積及び雇用の機会の確保を図り、もって本市における産業用地の整備を加速させることで、本市の経済の活性化に資することを目的として交付する大分市産業用地整備加速化補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業用地 第4条第2号に規定する業務の用に供する事業所等の立地が即時に行えるまでに整備された用地であって、産業の集積、雇用の機会の確保等、本市の経済の活性化に資するためのものをいう。
- (2) 団地共通施設 原則として、複数の区画を有する大規模な団地内に設置される施設であって、その面積が産業用地の総面積の3パーセント以上を占め、市が管

理を行うものをいう。

- (3) 開発等事業 別表補助対象事業の欄に掲げる事業のうち、進入路及び排水路等の新設又は改良、産業廃棄物に係る専用処理施設の設置又は改良、送配電線施設の設置又は改良、緑地、屋外運動場等の団地共通施設の設置及び区画道路及び調整池の新設又は改良をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 開発等事業においては、届出その他の当該開発等事業に必要な手続を完了していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業その他次条に規定する補助対象事業を実施する者として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、別表に掲げる事業とし、補助率及び補助限度額は、

同表に定めるとおりとする。

- (1) 産業用地を新たに整備することを目的とした事業であること。
- (2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する製造業、商品検査業(半導体の検査に係るものに限る。)、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供される面積が2ヘクタール以上の市内における用地を整備する事業であること。
- (3) 事業を行う場所が、大分県企業立地基盤整備加速化補助金交付要綱(令和6年4月1日施行)第3条ただし書に規定する用地であること。
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令を遵守していること。
- (5) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

(産業用地整備加速化補助金事業計画の認定等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に当該事業について大分市産業用地整備加速化事業計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、大分市産業用地整備加速化事業計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者概要書(本社、主要な事業所及び事業内容を記載したものに限る。)
- (2) 商業・法人登記簿(履歴事項全部証明書)(申請を行う日から起算して3月以

内に発行されたものに限る。)

- (3) 産業用地の造成等の実績報告書（過去10年間における産業用地の造成、分譲等の実績（実施箇所、実施規模、造成、分譲等の状況、事業の特徴等をいう。）を記載したものに限る。）
- (4) 事業計画書（補助対象事業の実施方針、場所、工程、図面、事業費内訳等を記載したものをいい、当該補助対象事業について法令等に基づく必要な許可等を受けていることが分かる書類が添付されたものであること。）
- (5) 土地利用計画図（補助対象事業における土地利用計画を表示したものに限る。）
- (6) 開発等事業に関する用地の公図及び現況写真並びに当該土地の登記事項全部証明書
- (7) 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類（申請を行う日から起算して3月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 事業収支計画書（補助対象事業の収入及び支出に係る資金計画を記載したものに限る。）
- (9) 直近3期分の決算書の写し
- (10) 誓約書
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請において、2以上の事業者（以下「共同事業者」という。）が一体として補助対象事業を行う場合は、当該共同事業者を一の事業者とみなすことができる。この場合において、当該申請は、当該共同事業者を代表する事業者が行わなけ

ればならない。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、事業計画を認定し、認定申請者に対し、大分市産業用地整備加速化補助金事業計画認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により、通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

5 市長は、前項の規定による事業計画の認定を行うに当たり、あらかじめ第15条に規定する大分市産業用地整備加速化補助金審査委員会（第7条第3項において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（認定事業の着手）

第6条 前条第4項の規定により事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定通知書を受領したときは、速やかに事業計画の認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）に着手し、大分市産業用地整備加速化補助金認定事業着手届出書（様式第3号）に関係書類を添えて遅滞なく市長に提出しなければならない。

（認定事業の変更）

第7条 認定事業者は、認定事業の内容を変更しようとするときは、大分市産業用地整備加速化補助金認定事業計画変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、その内容を審査し、

適当であると認めるときは、認定事業者に対し、大分市産業用地整備加速化補助金認定事業変更承認通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前項の認定事業の変更の承認を行うに当たり、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

（取りやめ）

第8条 認定事業者は、認定事業を取りやめるときは、大分市産業用地整備加速化事業認定事業取りやめ届出書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（認定事業者の報告等）

第9条 認定事業者は、認定事業が完了するまでの間、市長から調査又は報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

2 市長は、前項の規定による調査又は報告を求めた場合において、特に必要があると認めるときは認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

（認定事業に係る整備事業費内訳書の届出）

第10条 認定事業者は、認定事業に係る事業費が確定したときは、速やかに大分市産業用地整備加速化補助金整備事業費内訳書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定事業の完了）

第11条 認定事業者は、認定事業が完了したときは、速やかに大分市産業用地整備加速化補助金認定事業完了報告書（様式第8号。以下「完了報告書」という。）に当該認定事業の完了が証明できる資料を添えて市長に提出しなければならない。

（事業計画の認定の取消し）

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業と異なる事業を行ったとき。
- (2) 認定事業に付した条件に違反したとき。
- (3) 第4条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業計画の認定を取り消したときは、認定事業者に対し、大分市産業用地整備加速化事業計画認定取消通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

（補助金の交付等）

第13条 市長は、第11条の規定により完了報告書を提出した認定事業者（以下「完了事業者」という。）に対し、認定事業に係る費用に対する補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他機関から補助金と同様の趣旨の補助等を

受けている費用については、補助の対象としない。

- 3 認定事業を中止し、若しくは廃止した場合又は前条第1項の規定により事業計画の認定が取り消された場合は、補助金を交付しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 補助金の額は、完了事業者が認定事業に要した費用の額と本市が整備した場合に想定される費用相当額のいずれか低い額に別表に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 完了事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、完了報告書の提出後、大分市産業用地整備加速化補助金交付申請書兼実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 認定事業ごとの整備事業費の内訳書及び工事数量の分かる書類
  - (2) 認定事業ごとの位置図、平面図、求積図等
  - (3) 工事現況写真
  - (4) 完成写真
  - (5) 成果品の製作を伴う場合にあっては、成果品
  - (6) 検査済証の写し
  - (7) 認定事業実施後の土地、施設等のうち、本市に帰属するものについて、管理引継ぎ及び帰属の手続が完了したことが分かる書類
  - (8) 認定事業実施後の土地、施設等の登記事項証明書
  - (9) 国税及び地方税の納税証明書その他の納付状況が分かる書類（申請を行う日か

ら起算して3月以内に発行されたものに限る。)

(10) その他市長が必要と認める書類

6 市長は、前項の規定による申請兼実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともにその額を確定し、完了事業者に対し、大分市産業用地整備加速化補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第11号）により、通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

7 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市産業用地整備加速化補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（産業用地の用途変更の禁止）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、完了報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過するまでの間、当該認定事業に係る産業用地について、その用途を変更することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(大分市産業用地整備加速化補助金審査委員会)

第16条 事業計画の認定及び認定の変更に関し意見を聴くため、大分市産業用地整備加速化補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第17条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 市の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第18条 委員の参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき、委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第21条 委員（第17条第2項第3号に規定する委員を除く。）及び前条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第22条 委員会の庶務は、商工労働観光部創業経営支援課において処理する。

(委員長に対する委任)

第23条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(委員の参画依頼又は任命の期間の特例)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼し、又は任命する委員の当該参画依頼又は任命の期間は、第18条第1項の規定にかかわらず、令和8年1月28日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の

日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、  
なお従前の例による。

別表（第2条、第4条、第13条関係）

補助対象事業	補助率	補助限度額
基本設計	1/2	120,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 5,000千円)
詳細設計	1/2	150,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 6,000千円)
進入路及び排水 路等の新設又は 改良	2/3	375,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 15,000千円)
産業廃棄物に係 る専用処理施設 の設置又は改良	2/3	375,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 15,000千円)
送配電線施設の 設置又は改良	2/3	375,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 15,000千円)
緑地、屋外運動 場等の団地共通 施設の設置	2/3	225,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 15,000千円)
地質調査	1/2	37,500千円 (1ヘクタール当たりの上限額 1,500千円)
水質・水量調査	1/2	37,500千円 (1ヘクタール当たりの上限額 1,500千円)
適地調査	1/2	22,500千円 (1ヘクタール当たりの上限額 1,500千円)
用地測量	1/2	60,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 2,500千円)
地形測量	1/2	30,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 1,500千円)
区画道路及び調 整池の新設又は 改良	2/3	375,000千円 (1ヘクタール当たりの上限額 15,000千円)

大分市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

大分市産業用地整備加速化事業計画認定申請書

大分市産業用地整備加速化事業計画の認定を受けたいので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 内容

補助対象事業の名称	
対象区域	番地外 筆
対象面積	m <sup>2</sup>
概算事業費	円

2 添付書類

殿

大分市長



大分市産業用地整備加速化補助金事業計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市産業用地整備加速化事業計画については、次のとおり認定することに決定したので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

1 認定する産業用地整備加速化事業

補助対象事業の名称	
対象区域	番地外 筆
対象面積	m <sup>2</sup>

2 認定の条件

大分市長 殿

認定事業者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

大分市産業用地整備加速化補助金認定事業着手届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定事業については、その事業に着手したので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり届け出ます。

1 認定事業の着手日

年 月 日

2 添付書類

大分市長 殿

認定事業者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

大分市産業用地整備加速化補助金認定事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定事業について変更を  
したいので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第7条第1項の規定により、  
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 内容

変更事項	
変更理由	

2 添付書類

第 号  
年 月 日

殿

大分市長



大分市産業用地整備加速化補助金認定事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった認定事業に係る変更について承認したので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 認定年月日及び通知書番号 年 月 日  
第 号
- 2 承認の条件

大分市長 殿

認定事業者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

大分市産業用地整備加速化事業認定事業取りやめ届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定事業については、次の理由により取りやめますので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

取りやめの理由	
---------	--

大分市長 殿

認定事業者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

大分市産業用地整備加速化補助金整備事業費内訳書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定事業については、その事業の事業費が確定したので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

1 認定事業に係る事業費の確定の日

年 月 日

2 添付書類

大分市長 殿

認定事業者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

大分市産業用地整備加速化補助金認定事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定事業については、その事業を完了したので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

1 認定事業の完了の日

年 月 日

2 添付書類

様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

殿

大分市長



大分市産業用地整備加速化事業計画認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定した事業計画については、次のとおり取り消したので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

取消しの理由

大分市長 殿

完了事業者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

大分市産業用地整備加速化補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定事業について、大分市産業用地整備加速化補助金の交付を受けたいので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第13条第5項の規定により、次のとおり申請し、及び報告します。

1 交付申請額 円

2 大分市産業用地整備加速化補助金の積算の基礎となる情報

補助対象事業の名称	
対象区域	番地外 筆
対象面積	m <sup>2</sup>
事業費	円

3 添付書類

第 号  
年 月 日

殿

大分市長



大分市産業用地整備加速化補助金交付決定通知書兼  
補助金額確定通知書

年 月 日付で申請のあった大分市産業用地整備加速化事業補助金の交付については、次のとおり交付することを決定するとともに、その額を確定したので、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第13条第6項の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

大分市産業用地整備加速化補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市産業用地整備加速化補助金について、大分市産業用地整備加速化補助金交付要綱第13条第7項の規定により、次のとおり請求します。

1 大分市産業用地整備加速化補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種類	普通 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ) ----- 